

第8章 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

平時から災害廃棄物処理に係る備えを進め、県・他市町・事業者・市民との連携により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を通じて早期の復旧復興につなげるとともに、環境負荷の低減、経済的な処理の実現を目指します。

(1) 災害廃棄物処理計画による実行性の向上

- 本計画を通じて庁内及び県・他市町・事業者・市民とともに災害への備えの重要性を共有し、それぞれの行動につなげるよう働きかけます。
- 災害廃棄物処理に関連するマニュアルや業務継続計画（BCP）を策定し、災害時の行動の強化を図ります。

(2) 情報共有と教育訓練の実施

- これまでの災害廃棄物処理の経験を継承し、経験を活かしていくことで、今後の災害廃棄物処理に係る対応力の向上につなげます。
- 那須地区広域行政事務組合及び大田原市・那須町並びに関係団体と、原則年に1回、情報共有を兼ねた意見交換会や机上訓練などを実施し、有事の際、担当者同士が連携できる基礎を構築します。

(3) 進捗管理・評価による課題の抽出

- 災害廃棄物処理に備えた体制を構築していくため、県や事業者その他の関係機関・関係団体との連絡を密にします。教育訓練履修者の数や仮置場の候補地の選定等の進捗状況を毎年確認するとともに、県等と課題を共有し、評価・検討を通じて対応能力の向上を図ります。
- 災害時の初動期から復旧・復興期までの行動を記録し、災害廃棄物処理における課題の抽出を行います。

(4) 災害廃棄物処理計画の見直し

- 本計画の実行性を高めるため、下記に該当する場合は、見直しの必要性を検討し、適宜改定を行います。

【本計画の見直しを行う場合】

- 地域防災計画や被害想定が修正された場合（気候変動による影響を踏まえた見直しを含む。）
- 関係法令（災害対策基本法、廃棄物処理法等）や関連計画、対策指針が改正された場合
- 災害廃棄物処理の教訓や課題、対策事例等の情報を収集し、改善点が見られた場合
- 教育訓練を通じて、本計画の内容に改善点が見られた場合
- 災害廃棄物処理に関する自治体間の協定や事業者との協定等の内容及び実効性を確認し、見直しが必要と判断された場合
- その他本計画の見直しが必要と判断された場合